

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護サービスの利用契約に対して、事業所の概要や提供するサービスの内容等を説明します。

1. 事業所の概要

- (1) 事業所名 : 有限会社 豊岡ケアサービス
所在地 : 〒668-0871 兵庫県豊岡市梶原350-5 電話番号 : 0796-29-0081
- (2) 事業の種類
《居宅介護支援事業》 介護保険の指定を受けています。【事業者番号 第2874400175号】
《訪問介護事業》《介護タクシー事業》もあわせて実施しています。
- (3) 事業所の運営方針
関係法令に従い、居宅において要介護者等の有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、身体介護・生活援助その他生活全般にわたる介助を適切に行います。
地域との結びつきを重視し、関係市町・保険・医療・福祉サービスとの緊密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (4) 通常の事業実施地域
『豊岡市（旧豊岡市の区域）』の区域とします。
- (5) 営業日及び営業時間 (サービスの提供日・時間ではありません)
営業日 : 月曜日から金曜日（祝祭日12月30日から1月4日、8月13日から15日を除く）
営業時間 : 午前8時30分から午後5時

2. 職員の体制

- 居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。
(職員の配置については、指定基準を遵守しています)
- ※管理者 (事業統括) . . . 1名 (常勤、兼務)
※介護支援専門員 (計画・援助) . . . 3名 (常勤)

3. 当事業所が提供するサービス

- サービスの利用は、要介護と認定された方が対象となります。但し、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。
具体的なサービスの実施内容、実施日及び回数は、居宅介護計画に定められます。
※居宅介護計画の作成（ケアプラン）
※要介護認定の申請等に係る援助
※介護サービスの実施状況及び課題の把握、相談

4. 利用料金

- (1) 利用料金は通常9割が介護保険から給付されます、自己負担1割。
居宅介護支援は自己負担（利用料金）はありません。
- (2) まだ要介護認定等を受けていない場合には、利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。
認定を受けた後、自己負担額を除く額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）
その際、サービス提供証明書を発行いたします。
- (3) 利用料金のお支払い方法
料金は、1ヶ月毎に計算しご請求致します、指定預金口座から20日頃振替で徴収致します。

5. サービス提供における事業者の義務及び留意事項

- (1) 当事業所では、サービスを提供するに当たって次のことを守ります。
- ①利用者の身体（体調・健康状態）及び財産の安全に配慮しサービスを実施します。
②利用者に対する身体拘束等の行動を制限する行為を行いません。
③利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者の請求に応じて閲覧・複写物を交付します。（サービス提供の記録保持）
④サービス提供時において、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医等へ連絡を行うとともに、緊急搬送等の必要な処置を講じます。

- ⑤サービスを提供するに当たって知り得た、利用者又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。契約が終了した後も継続します。（守秘義務）
但し、サービスの提供に必要な場合等には、個人情報を使用させていただきます。
- ⑥サービス提供職員は、サービスの提供に当たって次に該当する行為は行いません。
- ・医療行為、飲酒及び同意なしに行う喫煙
 - ・利用者もしくはその家族からの金銭又は高価な物品の授受
 - ・利用者の家族等に対するサービスの提供
 - ・利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為
- (2) 居宅介護計画と利用料金で定められたサービス以外の業務を依頼することは出来ません。
但し、サービスの計画・実施に当たって利用者の事情・意向等に十分配慮致します。
- (3) サービス実施の為に必要な物品、施設等は無償で使用させていただきます。
- (4) 事業者の責任により利用者に生じた損害については、その損害を賠償致します。
介護事業者総合賠償保険に加入しています、賠償は保険の範囲内と致します。
- (5) 当事業所における苦情やご相談の窓口は以下で受け付けます。
担当部署 : 事業管理者（川瀬 裕之）、介護支援専門員
受付時間 : 午前8時30分から午後5時、月曜日から金曜日まで
※豊岡市 ー 健康福祉部 高年介護課 0796-24-2401

6. 契約について（契約の終了）

- (1) 契約期間満了の1ヶ月前までに終了の申し入れがない場合には、契約は更に要介護認定等の期間同じ条件で更新され、以後も同様となります。
契約期間中は継続してサービスを利用することが出来ますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には契約は自動終了します。
- ①利用者が死亡した場合及び要介護認定で自立と判定された場合。
②当事業所が介護保険の指定を取り消された場合及び事業を休廃止した場合。
- (2) 契約の有効期間中であっても、契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する7日前までに「解約届出書」をご提出ください。
但し、以下の場合には、即時に契約を解約することができます。
- ①事業者が正当な理由なくサービスを実施しない場合。
②事業者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい事情が認められる場合。
- (3) 以下の事項に該当する場合には、契約を解約させていただくことがあります。
- ①サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、催告にも関わらず支払われない場合。
②利用者が、事業者又はサービス従事者等の財物・信用等を傷つけ、又は生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。
③利用者が自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい事情が生じた場合。

※説明及び交付を受け、サービスの利用に同意します。

令和 年 月 日 時 分

利用者 _____様 印

代行者 _____様 印

事業者 有限会社豊岡ケアサービス
説明者
場 所 利用者宅